4都薬業発第　14 号
令和 4 年 7 月 14 日

地区薬剤師会担当役員　様

公益社団法人 東京都薬剤師会
副会長　髙橋　正夫

令和4年度　薬局における自宅療養等の患者に対する
薬剤交付支援事業の終了について

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年3月１日から厚生労働省の事業として実施した「薬局における自宅療養者等の患者に対する薬剤交付支援事業」について、「令和4年6月17日発　4都薬業発第7号」にて6月分の配送料等の実費経費を令和4年7月15日までに入力フォームから請求、報告をいただく旨のお知らせをさせていただきました。

この度、7月14日時点でご入力いただいた6月30日までの請求分を精査いたしましたところ、厚生労働省から東京都へ割り当てられた**予算額に達したため令和４年６月３０日実施分で送料等の補助事業を終了**させていただきます。（フォームからの請求は7月15日まで入力可能です）

つきましては、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

また、請求の際には、すべての月について請求の根拠となる資料の提出が必要です。

請求の根拠となる資料の提出用入力フォームは、3月分、4月分、5月分で利用したフォームから6月分も提出可能となっております。

入力フォーム　https://eform.site/tpa_yakuzai2022/users/login

※ Ｅメールでのお問合せのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
東京都薬剤師会　薬局業務課
三浦・髙橋・土谷
E-mail：yakuzai-koufu@toyaku.or.jp

㊞

4都薬業発第　7　号
令和４年６月 17 日

地区薬剤師会担当役員　様

公益社団法人 東京都薬剤師会
副会長　髙橋　正夫

令和4年度　薬局における自宅療養等の患者に対する
薬剤交付支援事業の再開について(6月分)

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年3月１日から厚生労働省の事業として実施した「薬局における自宅療養者等の患者に対する薬剤交付支援事業」について、「令和4年5月27日発　4都薬業発第5号」にて5月分の配送料等の実費経費を令和4年6月15日までに入力フォームから請求、報告をいただく旨のお知らせをさせていただきました。

この度、6月15日までにご入力いただいた5月31日までの請求分を精査いたしましたところ、今後1か月程度の配送料等の補助が利用可能との予測ができました。

つきましては、令和4年6月１日から令和4年6月30日までの患者宅への配送料等の請求、報告を、令和4年7月15日までに入力フォームからご入力下さいますよう貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

また、請求の際には、すべての月について請求の根拠となる資料の提出が必要です。

なお、今後につきましては、7月15日までにご入力いただいた請求を確認した上で、予算額を超えていた場合は、6月中であっても30日以前の配送等の実施日で打ち切らせていただく場合があることを申し添えます。

入力フォームは、3月分、4月分、5月分で利用したフォームをそのままご利用いただけます。

入力フォーム　https://eform.site/tpa_yakuzai2022/users/login

※ Ｅメールでのお問合せのご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
東京都薬剤師会　薬局業務課
三浦・髙橋・土谷
E-mail:yakuzai-koufu@toyaku.or.jp